

貢献は、ほぼ同等と考えていいわけであります。また、民間の退職手当の支給の実情を見ましても、会社に二十五年も勤めますと、会社の都合でやめる人も、定年退職でやめる人も、ほぼ支給率は同等でございます。そういうことを考慮しまして、二十五年以上の場合は整理退職と同じ率の退職手当を支給する、かように改めたわけでござります。

以上二つがこの改正法案の本体でございます。

第二条、第三条に書いてございまして、専売公社法及び電気公社法に関する規定が、公社の役員を退職手当法の適用除外といたしましたことに関連いたしますのは、公社の役員を退職手当法に関する改正を加えておるわけでございます。

第二条の、専売公社法の改正を例にとって御説明申し上げます。ちょっとと法文の順序から逆になりますが、改正法案の一ページの終りから四行目に、「役員の給与等の基準」というのがござります。この規定が一本入るわけでございます。役員の退職手当につきましては、将来給与総額の中から役員の給与をはずす。別途認可を受けた給与基準をそのまま別途予算に計上しよう、かれを切り離そらといふことになります。そこで、将来給与総額の中から役員の給与をはずす。別途認可を受けた給与基準をそのまま別途予算に計上しよう、かれを

ような趣旨で関連規定の改正を行なつております。

なお、三ページの最初にござりますが、公社の役員については、退職手当法の適用除外をいたしたわけでござりますが、職員については相変らず從前通りこの退職手当を適用して参ります。その關係上、公社の職員が引き続

がるわけでござります。この場合

たしますのは、戦時中において日本政

府、また外國政府、あるいはそれに準

がる方の職員になつて、戦後また引

き揚げて日本に帰つてこられた方、こ

ういう方は、戦後の日本の政府に勤め

ている在職期間としては非常にわずか

なものでございます。しかし、年令と

してはもう五十才以上に達している方

が相当おられる。そういう方に対しま

して、当分の間この整理退職手当と同

じような退職手当を支給いたしていこ

う、かような趣旨でござります。

それから次に付則の三項でございま

すが、これは今回公社の役員をこの法

律の適用除外といたしました關係上、

この法律に基く退職手当は一体どう處

置するかということでおますが、

これは、この法律施行の際に退職した

ものとみなしまして、この法律に基く

退職手当を支給して打ち切る、こうい

う規定でござります。

第三条の電信電話公社法の改正は、ただいま申し上げました専売公社法の改正と全く同一内容のものでございま

すので、説明を省略させていただきま

す。

以上がこの法案の本則の事項であります。

ますが、次に付則の点につきまして御

説明申し上げます。

法律の付則の一項は、「公布の日から施行する」、施行期日でござります。

第二項でちょっと若干変わった規定が

入っております。今回動議二十五年以

前におなつております。職員ばかりで

はないで、役員の給与額までその中に

含まれております。今回、役員の給与

を主務大臣の認可事項にして、これを

切り離そらといふことになります。

そこで、将来給与総額の中から別途

手当を出そうといふことに改めており

ますが、それと実体は相表裏するよう

なことです。年令五十才以上で退職した方についても、やはり当

分の間、整理退職手当と同じ割合の退

職手当を支給いたそら、かような規定

が第二項でございます。その趣旨とい

たしますのは、戦時中において日本政

府、また外國政府、あるいはそれに準

ずる法人の職員になつて、戦後また引

き揚げて日本に帰つてこられた方、こ

ういう方は、戦後の日本の政府に勤め

ている在職期間としては非常にわずか

なものでございます。しかし、年令と

してはもう五十才以上に達している方

が相当おられる。そういう方に対しま

して、当分の間この整理退職手当と同

じような退職手当を支給いたしていこ

う、かのような趣旨でござります。

それから次に付則の三項でございま

すが、これは今回公社の役員をこの法

律の適用除外といたしました關係上、

この法律に基く退職手当は一体どう處

置するかということでおますが、

これは、この法律施行の際に退職した

ものとみなしまして、この法律に基く

退職手当を支給して打ち切る、こうい

う規定でござります。

なお、付則の五項、六項につきまし

ては、先ほど申し上げました役員の給

与を、予算に計上いたしております給

いたい。

以上がこの法案の本則の事項であります。

○伊藤頭道君 本案につき、御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤頭道君 これは所管の大臣においてその役員となつた場合に、どういう処置をとる必要があるかという問題があるわけでございます。この場合、公務員については、退職手当をいたしたわけございません。この場合は、公務員については相變らず從前通りこの退職手当を適用して参ります。その關係上、公社の職員が引き続

がるわけでござります。この場合、公務員については相變らず從前通りこの退職手当を適用して参ります。その關係上、公社の職員が引き続

がるわけでござります。この場合、公務員については相變らず從前通りこの退職手当を適用して参ります。その關係上、公社の職員が引き続

がるわけでござります。この場合、公務員については相變らず從前通りこの退職手当を適用して参ります。その關係上、公社の職員が引き続

がるわけでござります。この場合、公務員については相變らず從前通りこの退職手当を適用して参ります。その關係上、公社の職員が引き続

がるわけでござります。この場合、公務員については相變らず從前通りこの退職手当を適用して参ります。その關係上、公社の職員が引き続

がるわけでござります。この場合、公務員については相變らず從前通りこの退職手当を適用して参ります。その關係上、公社の職員が引き続

に都合のいい手があつて、もうやめてもらいたい。結局老後に不安を持ちながら追い出されてしまう。そういう実態が相当多いと思うのですね。そういうふうなことで、老後に心配がなく、退職後生活に不安がなければ、相当の年令になれば、今繰り返し申し上げるよう、勧奨しなくとも喜んでやめていくと思うのですね。各都県、これは中央でもそうですが、地方でも、たとえば教職員に例を引くと、ほとんどこの年度の卒業生がまだ一人も就職できないといふ実例が出ておるのです。東京でもまだ一人も採用していないと聞いているのです。そういうふうな実態から、一つ抜本的にそらむちやなことをお願いするのではなくて、この程度の退職手当ならばまあまあ老後にそら心配なくともやつていける、そういう程度のことを十分考慮してもらいたいと思うのですがね。その点についてどうですか。

ね。これを見ますと、勤続二十五年以上にわたる長期勤続者または年令五十才以上で退職した者に対する云々といふわけですね。この改正案を見ますと、勤続二十五年とござりますけれども、五十才以上で退職した場合については、これは取り入れてないわけです。ね。これはどうして入れなかつたのですか。

以上の場合、整理退職手当を出そと、先ほど申し上げました通り、二十五年以上になりますと、これは整理の場合も、仕事の関係でやめられる方、整理がなくてやめられる場合もほぼ困難に対する貢献度は同じであるという点と、それから民間の会社になりますと、そのくらい長くなりますが、会社の都合でやめる場合、定期退職でやめる場合は、退職手当は同じ率で出ております。そういう点、実情を勘案いたしまして改正いたしたわけでございます。
二十五年、こういうことを入れることによって、特に積極的に人をやめさせるとか、そうした意図をこの法律案自体で持つておるわけではございません。もちろん各省におきまして、最近非常に、人事がある程度行き詰まつておることは事実でございます。この問題の解決に、あるいはこれをそうした面で使われる方があるかもしれません。が、しかし退職手当のもの考え方自体としては、二十五年以上勤続者を優遇いたしたい、こういう考え方で立案いたしたわけございます。

えていないわけでございます。定年制ができるとすれば、それに応じた退職手当の事を一応考えなければならぬと思いますが、現在定年制自体は決算いたしておりませんし、また政府としては、そのよるて定年制をどう取り上げるか問題になつております。
○伊藤國道君 それからなお参考までにお伺いしたいのですが、普通退職の場合の退職手当の算出法ですね、これはもちろんその勤務年数によってみんな内容は違つてくると思うのですが、それと優遇退職の場合の算定方式でありますか、そういうのは、まあ、これは年数によって違つてくると思うのですが、算定方式はどういうことになりますか。
○政府委員(岸本晉君) 算定方式は、大きっぽく申し上げまして、普通退職手当の場合の支給率、これは勤続年数一年については俸給月額の何割といふことでございますが、普通退職手当の場合を一といたしますと、傷痍疾病等などでやめます場合はそれの五割増し、修理によります場合が十割増しというふうに相なつております。
○伊藤國道君 それでなお二、三お伺いしますが、公務員を一般職員と合併して、今度は主管大臣の許可を得るというふうないう方式をとつたようですが、従来この点考えられることは、従来の方法よりもお手盛り的になるという点が考えられるのですが、これは禁局従来いろいろ監視があつたので、

名のもとに、お手盛り退職手当が一応考へられると思うのですが、こういう点についてはどういうふうに考へますか。

○政府委員(岸本晋君) 主務大臣の認可にいたしますと、確かに法律的な束縛がない、一応大臣の裁量にまかされるわけでござりますが、それによつて新しい給与基準を定めます場合に、勝手にそりどりとでもいいといふ額はきまるものではございませんので、やはり同等の仕事をやつておられる、同じ政府関係機関の役人でありますとか、あるいは民間の例、あるいはその当該の専売公社、電々公社自体の特殊な性格、そういうものをにらみ合せまして、やはり穏当な額に基準を定めたい、かように考えております。

○伊藤頭通君 それから、付則第二項で「政令で定めるもの」とありますけれども、この政令の内容はどんなものなんですか。

○政府委員(岸本晋君) 政令の内容は、現在のことろ、何と申しますか、この例示に上つておりますのは、外国政府にたまたま戦時中行つてゐたが、内地に帰つてきて、日本政府にきた方、こういう方を取り上げております。そうしたような特殊な事情があります。そうしたような特殊な事情があつて、終戦後日本政府に勤めた期間が二十五年に達しない。しかし年令は十五年以上に達している。そういう特別な境遇にあるために何か救わなければならぬ方々、そういう例を私ども予想をいたしておるわけござります。まだこまかい内容については、目下検討中でございます。

政府に勤めた場合で、終戦後内地に引揚げた、そしてすぐ再就職した人は、当然これは当てはまると思いますけれども、いろいろ自分で勤めたいけれども、就職運動やつたけれども、公社等の関係ですぐは就職できなかつた。その間一年ないし二年の空白があつたという者も相当あるわけです。そういう場合はどういうふうに扱われますか。これは適用されませんか。

○政府委員(岸本晋君) この付則では、やはり引き続いて再び日本政府の職員になつたということを予想いたしておるわけでございます。まあ今御指摘のようない、二年空白があつて再就職された方、その方でありますと、もう一そん点については私どもまだ詳しい検討はいたしておりませんが、その問題は、たゞ恩給とか、あるいは共済年金とか、そうした退職給与を含めた総体の問題に関連して参るわけでございます。戦時中の満州国政府とか、あるいは満鉄とか、そういう特殊会社、そういうものにおられて、終戦後引き揚げてきて、日本政府に再就職した。

昔の期間を何とか見れないものだらうかといふ問題が起きておることは、私ども承知いたしております。そうした問題の一環として、なお研究はいたしました。この法律自体で、すぐそこまで広げられるものではない。こう考えております。

○委員長(龜田得治君) ちょっとと関連して聞いておきたいのですが、「その他者で政令で定めるものが」こう書いてありますね。今、伊藤君が言つたような場合が、この政令できめようと思えばきめられるわけでしよう。それは無理ですか。

政府に勤めた場合で、終戦後内地に引揚げた、そしてすぐ再就職した人は、当然これは当てはまると思いますけれども、いろいろ自分で勤めたいけれども、就職運動やつたけれども、公社等の関係ですぐは就職できなかつた。その間一年ないし二年の空白があつたという者も相当あるわけです。そういう場合はどういうふうに扱われますか。これは適用されませんか。

○政府委員(岸本晋君) 政令で認めよ

うと思えば、確かにこれは時限事項でござりますから、できると思ひます

が、例示の方に、一応「引き続いて」

といふことを例示にいたしております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し上げますが、たとえば「引き続いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き続いておらない。やはり二年、三年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

います。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き続いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き続いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き続いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き続いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き續いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き続いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き續いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き續いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き續いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き續いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き續いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き續いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き續いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き續いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き續いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き續いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き續いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き續いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き續いて」

といふ、一月空白ができるても、これ

は引き續いておらない。やはり二年、三

年であるというと若干、あるいは場

合によっては、見方によつては長いか

もしれないが、非常にわざかといふ

うな場合には、この付則の第二項を設

けた趣旨からいえば、むしろ救うのが

おもろいわけですが、それは

同じ切れおつたものにして、いろ

いろな種類があるだらうと思います

が、そういう点はどうなんですか。だ

うのはたくさんある。そういう場合、

どうか、ちょっとと疑問に思うのでござ

ります。ともかく、外國政府において、

帰つて来て日本政府に引き続いてお

る。そしした場合に、それは似たよ

なケースが何かあれば、これに取り上

げたい。かのように考えております。

○委員長(龜田得治君) もう一度申し

上げますが、たとえば「引き續いて」

内容をわかりませんが、この暫定措置法の適用される対象人員というものは、一体幾らくらいいるのか。この法律の第一条を読んでみますと、第二項に「恩給法の規定による恩給、国家公務員共済組合法の規定による退職給付、この法律の規定による退職手当及びこれらに準する退職給付を総合する新たな恒久的退職給付制度が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。」このうなつておりますが、その後公共企業体職員には同職員共済組合法ができるわけですが、この暫定措置法の取扱いを受ける対象人員といふのは幾らくらいいるのですか。

○政府委員(岸本晋君) 暫定措置法は国家公務員並びに公社の職員に適用が現在あるわけでございます。従いまして、国家公務員の全員、一般会計特別

会計合せまして現在六十七、八万に相なります。それと三公社の約六十五万、合せまして百三十万程度の職員でございます。

○田畠金光君 そうしますと、なんですか、今あげられた公社関係あるいは国家公務員関係の共済組合法に、さら

にこれが、共通した原理原則を基準として与える。こういう性格のこれは法律案なんですか。

○政府委員(岸本晋君) 現在の退職手当法によります退職手当は、恩給法に

合いたしまして、公務員の退職給付と法による共済年金、これと大体表裏統

合でござります。公社に昨年公共企

業体等共済組合法が施行されまして、新しい年金制度になりましたが、そのレ

ベルも大体從前の恩給と国家公務員共済組合法の退職年金、このレベルを両

方総合した程度のものでございまして、著しくかけ離れたレベルのものと

も考えられません、その意味におきましてもおきまして、當分の間、公社につきましては、著しく行き過ぎじゃないであります。

○田畠金光君 そうすると勵奨、要す

ておるわけでございます。

○田畠金光君 そうしますと、まあこの提案の理由を見ますと、二十五年以

上勤務した国家公務員等の退職手当について、優遇措置をやつたように書い

ておるわけです。ところがよく読んでみると、勵奨を受けた職員に適用する

のだと、こういうわけですね。従来は行政整理とかあるいは退職になつた場

合に適用しておられたわけだが、今度は一方待遇改善の意味で勵奨を受けた者に適用するのだ。こういう趣旨のようですが、勵奨ということは、これはどう

いしたことなんですか。

○政府委員(岸本晋君) 勵奨は、まあ俗に言いますと、まあぼつぼつといふ

時期もきたりしたからやめたらどうかといふような意味の程度の勵奨でござります。逆に言いますと、勵奨なくしきりでございます。なぜ勵奨といふ言葉を入れたかといいますと、勝手にこの本人がやめたいといふ人の中にはあるのでございませんか。

○田畠金光君 もらわなきやならないのにやめたい、そういう方々までも優遇退職にするの

が、この場合は、定員といふ定員法が削られたから、減ったから行

政整理だと、これは当然そうでしょうけれども、これはなお一そく罪深い

定員法が削られたから、減ったから行

政整理だと、これは必ずしも受けける必要もないわ

う。まあ勵奨の程度は若干色彩は異

なります。しかし、先ほど申し上げましたよな趣旨がございませんか。

○田畠金光君 それで、まあ何でもかんでもやめる

方々にすべてそのまま出ると、そこまでは踏み切っては考えられないのじや

ないか。かような趣旨でございます。

○田畠金光君 いや定員法によつて、

といいますと、勝手にこの本人がやめ

たいといふ人の中にはあるのでございませんか。

○田畠金光君 まして、役所の都合上どうしてもい

て、ともかく一応勵奨して、役所の事務、事業の都合上もうやめていただい

ます。もともと行政整理の場合と同じ

見ますと、長年勤務者を優遇する措置を

ますから、いていただかなきやならぬのに、しいてやめられる方までとい

うのは、ちょっと行き過ぎじゃないであります。

○田畠金光君 さうすると勵奨、要す

ておるわけでございます。

○田畠金光君 まあこの提案理由の説明を

ますから、いていただかなきやならぬのに、しいてやめられる方までとい

うのは、ちょっと行き過ぎじゃないであります。

○政府委員(岸本晋君) 二十五年以上の、御指摘のよろしい問題の資料はちょっとございませんが、それから五十才以上の人というのは全体の何%くらいになつておるのでしょう、三十万人のうち。

○竹下豊次君 そうですか。それからうち二万八千人でございます。

○竹下豊次君 二万八千人のうちで自発的に退職を申し出る者が大かた年々のうち二万八千人でございます。

○政府委員(岸本晋君) ただいまの五才以上の方で自発的に自分でやめたいと言われる方は過去の実績で見ますと、これは五十才以上の方の先ほど申しましした数字とは必ずしも食いつかなければいけます。こういう統計でございまして、ちよつとの程度かということを

○政府委員(岸本晋君) ただいまの五才以上の方で自発的に自分でやめたいと言われる方は過去の実績で見ますと、これは五十才以上の方の先ほど申

しましした数字とは必ずしも食いつかなければいけません。これはやはり何%くらいになつておるのでありますか。

○竹下豊次君 二万八千人のうちで自発的に退職を申し出る者が大かた年々のうち二万八千人でございます。

○政府委員(岸本晋君) ただいまの五才以上の方で自発的に自分でやめたいと言われる方は過去の実績で見ますと、これは五十才以上の方の先ほど申

しましした数字とは必ずしも食いつかなければいけません。これはやはり何%くらいになつておのでありますか。

○竹下豊次君 二万八千人のうちで自発的に退職を申し出る者が大かた年々のうち二万八千人でございます。

○政府委員(岸本晋君) ただいまの五才以上の方で自発的に自分でやめたいと言われる方は過去の実績で見ますと、これは五十才以上の方の先ほど申

しましした数字とは必ずしも食いつかなければいけません。これはやはり何%くらいになつておのでありますか。

○政府委員(岸本晋君) 退職手当の上では雇員、判任官を区別しておりません。

○竹下豊次君 現在どうなつておりま

すか。

○政府委員(岸本晋君) 退職手当の上では雇員、判任官を区別しておりません。

○竹下豊次君 現在どうなつておりま

すか。

○政府委員(岸本晋君) 退職手当の上

では雇員、判任官を区別しておりませ

ん。

○永岡光治君 それでやはり数が相当

の数になるし、新陳代謝の意味からいいのじやないかといふ気がいたしました。たまたまそれが予算等に非常に大きな制約を受けて、退職できないといふことになると困ると思うので、その点で先ほど私は心配になりました。

○竹下豊次君 はり開けば今八千名のうち二十九年度で例をとれば七百名が自発的にやめておる。たまたま勧奨されておるからそれを説明いただけませんでした。これはやはり聞いたのですが、あまり詳しいことも

あります。そこで、ちよつとの程度かと、どうもおもしろくな

るところになると困ると思うので、その

度四月に入つてからこの法律の制定を

見るまでにやめたい、ぜひこういうよ

うな職も見つかるようだし、何とかし

てやめたいという場合に、あるいは特

に該当いたすかと思ひます。そこま

で法律は排除している趣旨で作つては

ございません。

○竹下豊次君 その場合にはこの法律

によるどなんですか。特別の支給

をするのですかしらないですか。

○永岡光治君 それでわかりました。もう一つは運用の問題ですが、この法律が通過してから実施期日はその公布の日からということになると思うのであります。そこで、ちよつとの程度かと、どうもおもしろくな

るところになると困ると思うので、その

度四月に入つてからこの法律の制定を

見るまでにやめたい、ぜひこういうよ

うな職も見つかるようだし、何とかし

てやめたいといふことはあります。そこま

で法律は排除している趣旨で作つては

ございません。

○竹下豊次君 その場合にはこの法律

によるどなんですか。特別の支給

をするのですかしらないですか。

○竹下豊次君 永岡さんの御質問と同

じようなことになるかもしません

が、これはどんなんやめていただ

いて新陳代謝をはかる、こういうよう

なことの方が多いのじやないかと思

います。

○竹下豊次君 その場合にはこの退職手当を支

給いたさねばならないと思ひます。

○竹下豊次君 いいえ、うちはありますから、やはり勧奨は勧奨でございますから、

それは応じた方にはこの退職手当を支

給いたさねばならないと思ひます。

○竹下豊次君 いいえ、うちはありますから、やはり勧奨は勧奨でございますから、

それは応じた方にはこの退職手当を支

給いたさねばならないと思ひます。

○竹下豊次君 あつたと思つておりますけれども、一

般的につきの際退職を申し出た者には特

別の退職手当をやるといふことをやら

ります。それは整理退職、この際申し出た者に、一般的な勧奨といふものは、そぞざいまして、一般的のそれは勧奨の形でございまして、一般的な勧奨があつて、個々の勧奨ではなく一般的な勧奨のうちのよう思われますけれども、それはやはり個人的に応じてきた、一般的な勧奨のよう思われますけれども、それはやはり個人的に応じてきた、一般的な勧奨があつて個々で応じてきたといふ場合にあります。政府でそういう方針をおきめまして、政府でそういう方針をおきめがあるわけであります。政府でそういう方針をおきめがあるわけであります。

○竹下豊次君 その場合にはこの法律

によるどなんですか。特別の支給

をするのですかしらないですか。

○竹下豊次君 いいえ、うちはありますから、やはり勧奨は勧奨でございますから、

それは応じた方にはこの退職手当を支

給いたさねばならないと思ひます。

○竹下豊次君 いいえ、うちはありますから、やはり勧奨は勧奨でございますから、

それは応じた方にはこの退職手当を支

給いたさねばならないと思ひます。

○竹下豊次君 一般的であつても、

個々の場合は勤奨もしないで一般

の通算の問題は、実は退職手当法の本

法の方の施行令でも、こういう場合に

は通算できるといふことになつておる

のでござりますから、ただ通算しまし

ります。

○八木幸吉君 付則第二項の解釈につ

いて何うのですが、行く前の在職年限

を通算するのですか。

○竹下豊次君 この勤続年限

の通算の問題は、実は退職手当法の本

法の方の施行令でも、こういう場合に

は通算できるといふことになつておる

のでござりますから、ただ通算しまし

ります。

○竹下豊次君 その場合、も

とより勤奨でやめたといふことに該當

で個々にそのケースを拾い上げて規定いたしたいと考えております。

○八木幸吉君 そうすると、外地から帰つてきた人の方が内地におつた者より有利ということになりますか。

○政府委員(岸本晋君) そういうことがないよう、具体的なケースを検討いたしまして、政令で定めたいと思っております。

○八木幸吉君 ちょっと私わからないのですが、つまり内地で五十年以上であります。二十五年以上勤続しなければ、この倍率はいただけないのでしょう。ところが外地から帰つてくる人は、二十五年末満であつても五十才以上なら倍率をやることになれば、内外の待遇に差別が生じるようと思うのです。そうじゃないのですか。

○政府委員(岸本晋君) これは法文の五ページの二行目にあります。そぞういう外地から帰つてきた者「その他の者で政令で定めるもの」、この「その他の者」で別途政令で追加指定ができるようになつております。今、年令五十才以上で勤続年限が短かくて困つておられる代表的な例は、こうした外地から帰つてこられた人であります。しかし、内地でもそういう方がございまして、政令で拾い上げて、バランスをとりたいと考えております。

○政府委員(岸本晋君) この点は、各省の人事課長からの要望もありまして、外地の方を入れているわけでござります。内地においては具体的にこういふケースが見当らないのであります。かりに同様の事情があつた場合に

困りますので、政令で認めるということがあります。

○八木幸吉君 そうすると、つまり外地の方は困難であるからお気の毒だ、二十五年以上にならなくて五十才以上であつたら倍率を適用する。内地の場合は、外地から引き揚げてきた人と同じように、個人的に何らか非常に気

の毒な場合があれば、必ずしも二十五年にこだわるわけではない。今の解釈はそういうたよなことです。か

○政府委員(岸本晋君) さようですが、政令で拾い上げてバランスをとつて参りたいと思います。

○八木幸吉君 そういう場合といふことは原則として二十五年にウエートをおいて、五十年の方はウエートをおかない、原則のウエートのおき方が違うように思いますが。

よろな条件の者は拾えるように権規定をこにおいてあるわけでありま

す。

○政府委員(岸本晋君) これはつまら前に在職年限を通算するとおかず、するのですか。

○政府委員(岸本晋君) これは施行令へ行く前に職員がありまして、それから引き続いて外国へ行きまして、また引き続いて内地に帰つてきて就職したというのは、引き続いて通算いたしました。しかし外國へ行く前に退職手当をもらつておりますといふよう

な場合には、もちろん昔の期間は通算はしないというような取扱いにいたしましたかと思つております。

○政府委員(岸本晋君) さようですが、います。

○八木幸吉君 東拓はいかがですか。

○政府委員(岸本晋君) 東拓は入つておりません。

○政府委員(岸本晋君) 朝鮮銀行は。

○政府委員(岸本晋君) これはつまらなつて各省で困つておりますのは、人事管理上いろいろ問題になつております終戦後引き揚げてこられた方々の問題でござります。この方々は五十才以上に達しまして、やめたいけれども退職手当も低いからやめられない、何かしてくれないか、こういう御希望が一番強いわけでござります。それでは同種の、同様な事態が内地の場合にあります。内地においては具体的にはまらないわけでござります。しかし、かりに同様の場合には、外地職員をより優遇するということはこれまでいたるわけでござりますので、政令でこの

た一覧表を御提出を願つておきたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) 公社の役員の最近五年周くらいためられた方々のすべての退職金の調べでござりますか。

○永岡光治君 そうすると、これは朝鮮、関東州、台湾等は当然入るわけですね、入らないのですか、それらの鉄道なり電信電話なりあるいは専用なりといふようなもの。

○政府委員(岸本晋君) 朝鮮と台湾でございますが、現在は昔のたしかに取り上げておりますのは、純粹に外交あるいはそこについたような特殊会社ということで取り上げております。

○政府委員(岸本晋君) これはつまらなつて、満鉄、滿州電電、華北交通、華北電電、華北広輔協会、これはたばこの關係でござります。北支の頃中公司、華中鐵道、華中電氣通信、旧蒙疆電氣通信、これだけは拾つてござります。

九

○八木幸吉君 つまら満鉄が入るといふことですか。

○政府委員(岸本晋君) これはやはり

公共企業体といふものが、一つの企業体

としての自主的に運営されていくためには、職員の中にあまり相互にアンバランスがあるということは想る、そこで相当、何と申しますか外地の鉄道とか電信の経験を持つ方をだいぶ採用しておるわけでありまして、その相互の間のバランスをとつて、職員の周の不平や不満の起らないようにというのが狙いであつたと思ひます。

○永岡光治君 それは外地における公務員でも同じじやないでしょうか。外地の公務員だけは通算しない、しかし企業体に關係のある面だけは通算する、ちょっと片手落じやないでしょうか。

○政府委員(岸本晋君) 外地と申しますと朝鮮とか台湾でございますが、そういう所で何と申しますか、従来考えておる公務員には判任官であるとか、委任官であるとかあるいは雇用人、こうした身分で勤めておられた方、これももちろん引き続いて内地にきておれば通算がございます。

○竹下豊次君 国鉄の方が、第何条で置法の第二条で除外されておりますか、国家公務員等退職手当暫定措置法の第二条で除外されております。

○委員長(鷹田得治君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(鷹田得治君) 速記をつけて

下さい。それでは引き続きまして科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題に供しします。本案の内容について細部の御説明をお願いいたします。

○政府委員(岸本晋君) 科学技術庁は

御承知のように昨年五月十九日に発足いたしまして、その所掌事務の中にいろいろな問題がござりますが、特に原

子力関係が重点施策の一つに上つてお

りまして、原子力関係の研究及び放射

線、それに伴いましてラジオ・アイソ

トープその他放射線の研究利用とい

うような面が進展して参りますと、これ

お話を承わりましたか、一般的の下級職

員の場合はお話を頼みたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) これは特に國

鐵の役員だけを退職手当法から適用除外いたしまして、職員は相変わらず今日でも残つておるわけでございます。

役員をなぜ適用除外にいたしたかと申しますと、昨年公共企業体の共済組合が成立いたしまして、それまで役員

に恩給法が準用されておりましたが、

恩給法の準用をしない。役員はつまり

年金法からはじいてしまって、こういう仕組みに改められたわけでございま

す。そういたしますと、退職手当の

方は職員のみの退職手当の基準では

ちょっといかがかということでおこな

うので改めたわけでございます。

○竹下豊次君 その点、役員だけの問

題でございますか。

○政府委員(岸本晋君) さようでござ

りますように、第八条第六号を削りまして、第七号を第六号とし、同号の次に「放射線医学研究所に関すること」というものを挿入することになります。以下条文につきましては、單に差しりをしたような条文の配置になつておる次第でございます。

法律案につきましてはお手元の資料

にありますように、第八条第六号を削りまして、第七号を第六号とし、同号の次に「放射線医学研究所に関すること」というものを挿入することになります。

法律案につきましてはお手元の資料

にありますように、第八条第六号を削

りまして、第七号を第六号とし、同号の次に「放射線医学研究所に関すること」というものを挿入することになります。

内閣は、科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第十九条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

第一条に、「放射線医学総合研究所の内部組織は、総理府令で定める。」

研究所は、茨城県に置く。

二条「放射線医学総合研究所の内部組織は、総理府令で定める。」

所を政令でうたうことにしておりま

す。

それからただいまの政令の第二条で

規定期よりとする内部組織につきま

しては、総理府令で定めることになつて

おりまして、総理府令の資料としま

してはさらに参考資料第三に書いてあり

ますように、内部組織を定めておりま

す。すなわちその第一條に、「放射線

医学研究所に、次の六部を置く。管理

部 物理研究部 化学研究部 生物研

究部 電気基礎研究部 環境衛生研究

部 六部置く予定になつております。

なお各部の内部組織及び所掌事務につ

いて、条文に關しましては特に御説明す

るほどのことはないかと思ひますが、

その中の第十九条といたしまして「放

射線医学総合研究所は、次に掲げる事

務をつかさどる機関とする。」といた

しまして、そこに掲げてありますよう

に「一 放射線による人体の障害並び

にその予防、診断及び治療に関する調

査研究を行ふこと。」第二番目として「放射線の医学的利用に関する調査研究を行ふこと。」第三番目としまして「放射線による人体の障害の予防、診

断及び治療並びに放射線の医学的利

用に関する技術者の養成訓練を行ふこ

と。」こういろいろなことをやること

になつております。

○説明員(鈴木嘉一君) お答えいたし

ます。放射線に関する学問は現在

までのところは各大学の医学部に放射

線科といつのがございまして、そこで

主として放射線を用いまして種々の病

気を診断いたしましたり、治療いたし

ますことの研究をやつております。そ

れでの放射線科といつのは臨床方面

の医学の部面に設けられておりまし

て、これの基礎といいますか、つまり

放射線を用いて疾病を診断したり治療

する前の段階、一体放射線といふもの

は人体にどういう影響を及ぼすであ

るかといつ、放射線医学の基礎医学的

な部面については、はつきりとそれを

受持つております。組織が現在のとこ

ろございませんで、そのため日本学

術会議がこの点を心配いたしまして、

死の灰といつようなことを申しまし

て、空から降つてくる放射線の問題で

建坪は七千七百一十二坪を予定してお

る次第でございます。これはただいま

建設途上にあります日本原子力研究所

の敷地の南側の所に予定してお

ります。

大体設置法の一部改正法案につきま

して、主として放射線医学研究所の

内容につきまして御説明いたしま

す。

○委員長(鷹田得治君) 本件に關し御

質疑のおありの方は順次御發言願いま

す。

○竹下豊次君 ちょっととお尋ねします

けれども、第十九条に「次に掲げる事

務をつかさどる」として項目が別途あ

げてありますね、これらの事務は今日

のところはどこでやつていらっしゃる

のでしょうか。

○説明員(鈴木嘉一君) お答えいたし

ます。放射線に関する学問は現在

までのところは各大学の医学部に放射

線科といつのがございまして、そこで

主として放射線を用いて疾病を診断したり治療

する前の段階、一体放射線といふもの

は人体にどういう影響を及ぼすであ

るかといつ、放射線医学の基礎医学的

な部面については、はつきりとそれを

受持つております。組織が現在のとこ

ろございませんで、そのため日本学

術会議がこの点を心配いたしまして、

死の灰といつようなことを申しまし

て、空から降つてくる放射線の問題で

ありますとか、あるいは原子力の発展に伴いまして種々の放射線にさらされる機会が多くなるわけでござりますが、そういう先ほど申し上げました放射線医学のうちでも、さらに基礎的な部面に当るようなものの研究が日本ではほとんどなされておらないというところで、こればもう今から数年前に学術研究会議から政府あてに勧告がございました。それで、そういう放射線に関する基礎医学研究所をぜひ作るべきであるというお申し出があつたわけでござります。それで当時学術会議との連絡の仕事を担当いたしております総理府の科学技術行政協議会といふのがございました。されど、そこでこの問題が取り上げられまして、ぜひこの放射線基礎医学研究所を作るべしといふ結論に達しましたが、それは文部省の付属機関でやつた方がいいであろうという結論になつております。と同時にもうその当時はビキニの例の第五福龍丸事件でございましたが、ああいうことが起つておりますので、これは基礎医学だけの問題ではない、今や公衆衛生の問題にもなるということをございまして、あわせて放射線衛生研究所といふものを厚生省の所管で作つたらよいであろう。つまり二本建てで基礎医学は文部省、応用医学と申しますか、社会医学と申しますか、パブリック・ヘルスの面においては厚生省においてそちらに原子力局がスタートし、科学技術庁がスタートした方がよいであろうといふ結論に達しておつたわけであります。そここういたしておりますういう研究機関を作つた方がよいですが、この原子力予算の中にこの文部省の要求と厚生省の要求が両方出てきた

われでござります。このときに原子力審議会といたしましてはこれを慎重に審議されまして、それは理論的には確かにそうであるけれども、似たような機関を二つ別に分けて作るよりも、基礎から応用にまで一貫した研究所を作った方がむしろいい。従いましてその名前が放射線医学総合と、そういう意味で総合というのが入ってきたわけでございますが、基礎医学と応用医学を合せて放射線医学総合研究所を作る、その方がいい。その際科学技術庁も出発いたしておることでござりますので、文部省、厚生省といわずに科学技術庁においてこれを所掌したらどうであろうということになりましたが開議が昨年の二月でございましたが開議決定を見まして、その後約一年くらいその機構その他について準備をいたしております。昭和三十二年度の予算に初めて計上されたと、こういうようないきさつになつておりまして、御質問のような学問をやる中心の所が、日本には今までではないということでございます。ぜひこの機関をその中心にいたしたいと、そういうふうな考え方でござります。

○政府委員(秋田大助君) そういう災害が起きた場合の補償のことなどござりますか。お尋ねの補償は、各その災害を受けた人の身分関係によりまして、労働者諸君ならば労働省、その他公務員ならその属しておる関係の庁になるところ、こう心得ております。

○永岡光治君 今鉛山についてはけい肺法等が制定されているわけです。それと同じような精神に基くものですが、放射線障害防止と同様な問題について、そういう法律を作る用意はないでしようか。

○政府委員(秋田大助君) ただいまのところ具体的に、けい肺法のように直接これによつた特別の処置に関する法律を作ろうというところまでは進んでおりません。将来事態によりましては、あるいはそういうことにならうかと思ひますが、なるべくそういう事態が起らないよう万全の措置を講すべく、いろいろ予防等をこうしう機関にも研究させると同時に、ただいまの障害防止法によつてそういうことが起らないようにと考えておるわけございますが、ただいまのところはけい肺法のようないわいいたものをこれに対応しては考えておりません。

○永岡光治君 まあ努力されることはけつこうですけれども、やはりこれは相当の影響あるものと見なければならぬと思う、研究者にしても何にしても。当然私はそういう法律を作つて補償するといふよしななことをぜひ考へてもらいたいと思うのです。その事態になつてから考へるといふのじやなくて、今からそういう用意をして、万全を期していただきたいことを特にお願ひしております。

○政府委員(秋田大助君) お説ごもつともと存じまして、ただいまからお説のように御趣旨に沿いましてよく考えもし、準備も場合によつてはいたしましたと、こう考えます。

○伊藤鶴道君 政務次官にお伺いしますが、広島とか長崎に原爆症治療の研究所がござりますね、あれとの関連は別に何にもないわけですか。

○政府委員(秋田大助君) あの広島にありますものはアメリカの機関と心得ておりますが、しかし実際上は種々政府とも連絡があると存じております。今度できましたものは、アメリカの広島等にあるあの治療機関、その他大学等において従来行われるもしておりますし、また医学のみならず、放射線の障害防止に対して研究をしておるその他研究機関とは、もちろん密接な関連がございまして、その総合研究所としてこれを充足させるものでございますから、もちろん実際上においては密接な総合連絡をはかる、そして研究等においても重複を避けると同時に、また互いに能率を期していく、ここに作ろうとします放射線医学総合研究所が、その中枢的な役割をなす機関、こう御了解願いたいのでござります。

○伊藤鶴道君 各大学の医学部に放射線科というものがござりますね。今後この総合研究所の研究が進んでいくと各医学部の放射線科というような所に非常に関係が深くなつてくるのじやないかと思います。たとえばそこで技術者を交流するとか、そういう面で活用することによって非常にプラスになると思うのですが、そういうことは今のところは考えていないのですか。

○政府委員(秋田大助君) もちろんお

○伊藤顯道君 それと放射線による人体の障害並びに予防、診断、治療、こういう点があげられておるわけですが、もとより非常に必要なことだと思いますが、これは消極面だと思うのです。放射線によつてすでに障害があつたものを、また、これを未然に防ぐための予防、いすれもこれは予防医学、治療医学になると思うのですが、放射線を研究しこれを活用することによって、他の疾病の治療の方向へこれを持つていく積極面がまた非常に大事なことと思うのですが、こういふところはもろん御計画にあると思うのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(秋田大助君) ただいま提案し御審議を願つております、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の第十九条に、放射線医学総合研究所のやろうとする事務、目的を掲げてござりますが、第一の「放射線の医学的利用に関する調査研究を行うこと。」第一が放射線のマイナス面に対しまして、これはプラスの方面で考えて規定しておるつもりでございますので、さようにお読みとりを願いたいと存じます。

○竹下豊次君 この定員法の関係の資料をこちへいただいておるのでですが、定員法は実はきのう委員会で上げまして、きょうの本会議に上程されることになつておるので、ちょうどこの審議中に私、病気でありますので伺いましたが、これましたが、定員法と関係はもとよりあるわけでありますけれども、この際皆さんおそろいでありますから、お

尋ねしたいと思いますが、これに定員の増減の理由といたしまして、「原子力平和利用の促進に伴う増」あるいは「航空技術研究所の整備拡充に伴う増」、「放射線総合医学研究所の設置に伴う増」あるいは「四十人となつております。原子力の問題は新しい問題で、私などしようとにはなかなかかちよつと聞いてもわかりにくい問題で、むずかしいのでござります。それで、そのお含みでこの点も、現在どういうことをやつておられるのに、どういう設備を今度新たにされるために増員が要るのか、あるいは設備は要らないけれども、どういう仕事を進めていきたいから人が足りないとかいうような点等につきまして、わかりやすく御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(原田久君) 定員の増につきまして概略御説明申し上げたいと思ひます。科学技術庁は三十一年度の定員としまして総計二百九十三名おります。内訳としましては内部部局が二百四名、付属機関として八十九名、金属材料技術研究所四十名でございます。こういうような状況で昨年五月十九日に発足した官庁でございますが、二年度におきましては内部部局といたしまして九名増で二百十三名でございます。それから付属機関としましては三百四名で百十五名の増になります。その付属機関の増をいたしました内訳を申し上げますと、

航空技術研究所が三十五名の増、それから金属材料技術研究所が四十名増、それから放射線医学総合研究所が新設でござりますが四十名、合計百十五名の増になつております。従いまして、全体としましては四百十七名と相なりまして、全体の増が百二十四名といふことになつております。

りますので、三十五名を増員いたしました。次第でございます。施設といたしましては、ただいま申しました超音速風洞のほかに、それを駆動いたします原動機だとか、あるいはフラッターモードなど特殊な部門でございますが、そういう一つの要素の試験をする設備をいたしました。現在飛んでおりますジェット機、あるいはそれ以上の超音速機に至りまして航空機といふものは、ここ数年間中にわが国としましても世界の水準に到達するような態勢になればならない、というので、科学技術庁の付属審議機関であります航空技術審議会といふのがございまして、三百名近くの委員を嘱託しておりますが、その委員会で十分検討いたしました計画に基きまして、ただいまその施設を建設しております。そういう関係で三十五名の増員をお願いしている次第でございます。

次に金属材料技術研究所は昨年科学技術庁の発足後発足いたしましたやはり付属機関でございまして、これは日本黒にあります旧海軍技術研究所の施設の一部を使いまして発足した研究所でございます。この研究所は主として学術的な研究といふよりも、応用的な方針の研究といふよりも、応用的な方針の研究を主体として研究を進めたいと申しますのは、金属といふものはあらゆる機械工業その他に活用されるのでござりますが、そのわが国のそういった機械器具類の一番致命的な欠点といふのは、材料問題でございます。ところがその材料問題といふものは、ただアカデミックに研究室において研究していくだけでは、実際实用される面まで改良の手が及びませんので、どうしても大きな施設を用いて、総合的に研究しなければならないということに相なります。

まして、その金属材料技術研究所を設置した次第でございまして、この研究所は航空機用の材料はもちろんのこと、原子力関係の特殊な金属材料につきましても研究をし、一般的の普通の材料その他につきましても研究することももちろんでございますが、いろいろな今まで民間ではできないような研究をやるといつて、昨年、あるいは大学あたりではできないような研究をやりたいといつて、昨年発足した研究所でございます。この定員として四十名の増をお願いしているような次第でございます。

あともう一ヵ所は放射線医学総合研究所でございまして、これはただいま説明いたしましたように新設でございまして、四十名でございます。以上がこの御説明でございます。

○委員長(電田得治君) 委員会はこれにて本日は散会いたします。

午後三時四十九分散会

○政府委員(原田久君) 定員の増につきまして概略御説明申し上げたいと思います。科学技術庁は三十一年度の定員としまして総計三百九十三名おります。内訳としましては内部部局が二百四名、付属機関として八十九名、合計二百九十三名おります。さらにその付属機関の内訳を簡単に申し上げますと、航空技術研究所が四十九名、金属材料技術研究所四十名でございます。こういうような状況で昨年五月十九日に発足した官庁でございますが、二年年度におきましては内部部局といたしまして九名増で二百十三名というになります。それから付属機関としましては三百四名で百十五名の増になつております。その付属機関の増をいたしました内訳を申し上げますと、

て、原子力局十名増にいたしまして、昭和三十一年度の六十人名を七十八名にいたしました次第でございます。次に付國機関いたしましては、航空技術研究所から申し上げますが、新空技術研究所は昭和三十年から発足しております。この研究所は三廳にござります。主として遷音速風洞と申しまして、いわゆる音の伝播する速さの前後におきまする現象を中心します。空気力学的な研究をする施設をいたしまして、大きな風洞施設を作りつづります。で、昨年はその準備期間といしまして四十九名でその建設準備をしておりましたけれども、三十二年度はさらにその建設が具体的に施行に相な

技術庁の発足後発足いたしましたやはり付属機関でございまして、これは日本黒にあります旧海軍技術研究所の施設の一部を使いまして発足した研究所でございます。この研究所は主として学術的な研究というよりも、応用的な方を主体として研究を進めたい。と申しますのは、金属といふものはあらゆる機械工業その他に活用されるのでございますが、そのわが国のそういう機械器具類の一番致命的な欠点といふのは、材料問題でございます。ところがいまの材料問題といふものは、ただアカデミックに研究室において研究しているだけでは、実際实用される面まで改良の手が及びませんので、どうしても大きな施設を用いて、総合的に研究しなければならないということに相なり

まして、その金属材料技術研究所を開設した次第でございまして、この研究所は航空機用の材料はもちろんのことと、原子力関係の特殊な金属材料につきましても研究をし、一般的の普通の材料その他につきましても研究することによってもちろんでございますが、いろいろな今まで民間ではできないような研究をやりたいというので、昨年発足した研究所でございます。この定員として四十名の増をお願いしているような次第でございます。

あともう一ヵ所は放射線医学総合研究所でございまして、これはただいま説明いたしましたように新設でございまして、四十名でございます。以上がこの御説明でござります。

○委員長(電田得治君) 委員会はこれにて本日は散会いたします。

—